平成２２年（フ）第２７８号
高知市鴨部1336番地　アーネスト晴美台607
債務者　星山貴男こと　金　　貴男
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７９号
高知市鴨部1336番地　アーネスト晴美台607
債務者　星山相圭こと　李　　相圭
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９５号
高知市薊野北町３丁目18番16号
債務者　近澤　謙一
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３８８号
高知県香南市香我美町口西川243番地
債務者　西内　祐子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４０４号
高知市朝倉横町３番23号
債務者　北村　正代
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４３３号
高知県香南市吉川町吉原855番地
債務者　井上　和則
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４５０号
高知県高岡郡日高村下分1279番地
債務者　森岡　慶子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４７３号
高知市城見町４番５号
債務者　梶　　正道
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４７４号
高知市城見町４番５号
債務者　梶　美和子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５０９号
高知市東石立町81番地　市住90号
債務者　藤原　保男
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２００８号
名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号　笹島寮
債務者　藤井　政男
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３２号
青森県三戸郡三戸町大字同心町字古間木平46番地７
債務者　佐藤　康司
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
青森県三戸郡南部町大字鳥舌内字明神下１番地、前住所神奈川県秦野市曽屋692番地の２
秦野パークアベニューＡ307号
債務者　若本　　進
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
鹿児島県曽於市末吉町南之郷718番地８
債務者　山形　一樹
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第３４９号
青森市大字新城字山田666番地215
債務者　工藤　まり
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５３号
青森市大字浪館字志田13番地13
債務者　巻藤奈津子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
青森県平川市小国山下120番地２
債務者　比内　麻希
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１４７号
青森県弘前市大字取上１丁目６番地17
債務者　山中　正美
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月